

② 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

第1問 標準旅行業約款に関する以下の問1.～問17.の各設問について、該当するものをそれぞれの選択肢から一つ選び、問18.～問20.の各設問について、該当するものをそれぞれの選択肢からすべて選び、解答用紙にマークしなさい。(配点 4点×20)

問1. 募集型企画旅行契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 契約は、約款の定めるところによるが、約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。
- b. 旅行業者が、旅程保証に基づき旅行者1名に対して1旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であっても、変更補償金を支払う旨を契約書面に記載し特約を結んだときは、その特約が約款に優先して適用される。
- c. 旅行者が、電話により予約を行い、その後旅行業者の店舗に行き、旅行業者が提携するカード会社のクレジットカードにより旅行代金を支払った場合は、通信契約となる。
- d. 電子承諾通知とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち旅行業者又は当該旅行業者を代理して販売する旅行業者等が使用する電子計算機等と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。

問2. 募集型企画旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者が、契約の申込時にその旨を申し出た場合、旅行業者は可能な範囲内でこれに応じ、旅行者のために講じた特別な措置に要する費用を負担しなければならない。
- b. 旅行業者は、契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、旅行サービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けるが、海外旅行についてのみ、その手配の全部又は一部を手配代行者に代行させることができる。
- c. 通信契約で、旅行業者が電子承諾通知を発する場合、契約は旅行業者が当該通知を発した時に成立する。
- d. 旅行業者が、契約の予約を受け付けた場合において、旅行者が旅行業者の定めた期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、旅行業者は、予約がなかったものとして取り扱う。

問3. 募集型企画旅行契約における契約書面及び確定書面に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者は、契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。
- b. 旅行業者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により記載事項を提供したときは、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合を除き、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認しなければならない。
- c. 旅行業者が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによるが、確定書面を交付した場合は、確定書面に記載するところに特定される。
- d. 確定書面は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合、旅行開始日の前日までの旅行業者が契約書面に定める日までに交付しなければならない。

問4. 募集型企画旅行契約における契約の変更に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金の減額がなされたときは、旅行者の不利にならないよう、旅行業者はいかなる場合でも、その減少額だけ旅行代金を減額しなければならない。
- b. 旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合で、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行業者は、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が旅行業者の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行者の承諾を得た上でなければ契約内容を変更することができない。
- c. 旅行者が、旅行業者の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡した場合、契約上の地位を譲り受けた第三者が残りの旅行代金を支払う義務を負う。
- d. 運送機関の過剰予約受付により座席の不足が発生したため、旅行の安全かつ円滑な実施のためやむを得ず契約内容を変更したことで、旅行の実施に要する費用が増加した場合、旅行業者は、その増額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加することができる。

問5. 募集型企画旅行契約における旅行開始前の旅行者による契約の解除に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。(いずれも旅行者に理由を説明し、取消料の支払いを要する期間内の解除とする。)

- a. 通信契約を締結した旅行者の有するクレジットカードが無効になり、旅行代金を決済できなくなったため旅行業者が契約を解除した場合、旅行業者は、当該旅行者に取消料を請求することはできない。
- b. 旅行業者は、旅行者が契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日において旅行者が契約を解除したものとし、この場合、旅行者は、旅行業者に対し、取消料に相当する額の違約料を支払わなければならない。
- c. 1泊2日の国内旅行において、旅行者の数が最少催行人員に達しなかった場合、旅行業者は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を旅行者に通知しなかったときは、当該旅行を中止することはできない。
- d. 旅行業者は、旅行者が団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、契約を解除することができる。

問6. 募集型企画旅行契約における旅行代金の払戻しに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。(いずれも通信契約でない場合とし、旅行代金は全額収受済とする。)

- a. 旅行開始日の前日に、旅行者の都合により契約が解除された場合、旅行業者は、旅行者に対し、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金から取消料を差し引いた金額を払い戻さなければならない。
- b. 旅行開始後に、契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少が生じ、旅行業者が旅行代金を減額した場合は、旅行業者は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、当該減額分を旅行者に払い戻さなければならない。
- c. 旅行業者の責に帰すべき事由により旅行の実施が不可能になったため、旅行者が旅行開始前に契約を解除し旅行代金の払戻しを受けた場合であっても、旅行業者に対する旅行者の損害賠償請求権を行使することは妨げられない。
- d. 旅行開始後において、旅行者が契約書面に記載された旅行サービスを受領することができなくなり、旅行者が当該契約の一部を解除したときは、旅行業者の責任の有無にかかわらず、旅行業者は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった旅行サービスの部分に係る金額のすべてを払い戻さなければならない。

問7. 募集型企画旅行契約における旅程管理に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者は、旅行サービスの内容を変更せざるを得ないときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努め、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力しなければならない。
- b. 旅行業者は、すべての旅行に添乗員その他の者を同行させ、旅程管理業務その他当該旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務の全部又は一部を行わせなければならない。
- c. 旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあり、この場合において、これが旅行業者の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担となる。
- d. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。

問8. 募集型企画旅行契約における責任に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者の過失により、旅行者の手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては、14日以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、旅行業者はその損害を賠償する責に任じる。
- b. 旅行業者は、旅行者が運送・宿泊機関等のサービス提供の中止により損害を被ったときは、旅行業者の故意又は過失による場合を除き、その損害を賠償する責任を負わない。
- c. 旅行者は、契約を締結するに際しては、旅行業者から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければならない。
- d. 旅行業者は、旅行者が旅行参加中に手配代行者の過失（重大な過失がある場合を除く。）により身体に損害を被ったときは、その損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。

問9. 特別補償に関する次の記述から、正しいものだけをすべて選んでいるものはどれか。

- (ア) 旅行業者は、旅行者が企画旅行参加中にその生命、身体に被った一定の損害については、当該旅行業者の責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規程に定める額の補償金及び見舞金を支払う。
 - (イ) 旅行業者の企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当該旅行業者が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱う。
 - (ウ) 旅行業者が損害賠償責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、旅行業者が支払うべき補償金は、当該損害賠償金とみなされる。
- a. (ア) (イ) b. (ア) (ウ) c. (イ) (ウ) d. (ア) (イ) (ウ)

問10. 特別補償規程における「サービスの提供を受けることを開始した時」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。(添乗員、旅行業者の使用人又は代理人による受付が行われない場合とする。)

- a. 最初の運送・宿泊機関等が鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- b. 最初の運送・宿泊機関等が車両であるときは、当該車両の出発時
- c. 最初の運送・宿泊機関等が航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時
- d. 最初の運送・宿泊機関等が美術館であるときは、当該施設の利用手続終了時

問11. 旅程保証に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者は、変更補償金を支払うべき契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に別表第2の「変更補償金の支払いが必要となる変更」の項目別に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行者に支払う。
- b. 旅行業者は、旅行業者の責任が生ずるか否かを問わず、変更補償金を支払うべき契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に変更補償金を支払う。
- c. 確定書面が交付された場合には、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱う。
- d. 旅行業者が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額をもって限度とする。

問12. 受注型企画旅行契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行者は、旅行業者に対し、契約の内容を変更するよう求めることができるが、その結果、旅行の実施に要する費用が増加したときは、その増加分を旅行者が負担しなければならない。
- b. 旅行業者は、旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示した企画書面を旅行者に交付していれば、結果として旅行者から契約の申込みがなかった場合でも、旅行者から当該企画料金を収受することができる。
- c. 旅行者は、通信契約の場合を除き、旅行開始日までの企画書面に記載する期日までに、旅行業者に対し、企画書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならない。
- d. 契約の成立後に、旅行者の都合により運送機関の利用人員が変更になったときは、旅行業者は、運送機関の利用人員により旅行代金の異なる旨の契約書面の記載の有無にかかわらず、旅行者に説明して、旅行代金の額を変更することができる。

問13. 受注型企画旅行契約における団体・グループ契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- a. 旅行業者は、契約責任者と申込金の支払いを受けることなく契約を締結する場合には、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、当該契約は、旅行業者が当該書面を交付した時に成立する。
- b. 契約責任者は、旅行業者が定める日までに、構成者の人数を旅行業者に通知しなければならない。
- c. 団体・グループの構成者は、契約責任者の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。
- d. 旅行業者は、参加する構成者の数が、契約書面に記載した予定人員に達しなかったときは、契約書面に記載した日までに旅行を中止する旨を契約責任者に通知して、旅行開始前に旅行契約を解除することができる。

問14. 募集型企画旅行契約と受注型企画旅行契約の相違点に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 受注型企画旅行契約においては、旅行者は、旅行業者に対し契約の内容を変更するよう求めることができるが、募集型企画旅行契約においては、旅行者が旅行業者に対し契約の内容を変更するよう求めることはできない。
- b. 募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約とも、契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項に変更があったときは、旅行者は、常に取消料を支払うことなく契約を解除することができる。
- c. 募集型企画旅行契約においては、旅行開始前に、旅行業者があらかじめ明示した参加旅行者の条件を満たしていないと判明したときは、旅行業者は契約を解除することがあるが、受注型企画旅行契約においては、参加旅行者の条件を満たしていないことを理由とする旅行業者の解除権は規定されていない。
- d. 旅行者が旅行開始後、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたとき、募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約ともに、旅行業者の判断により必要な措置を講ずることがある。

問15. 手配旅行契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者は、手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときであっても、契約書面は交付しなければならない。
- b. 旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行業者の債務の履行は終了する。
- c. 旅行業者は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させることがあるが、添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務である。
- d. 手配旅行契約は、旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により、旅行者が旅行サービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいう。

問16. 次の手配旅行契約において、旅行者が（1）及び（2）のそれぞれの状況で契約を解除した場合に、旅行業者が当該旅行者に払い戻すべき金額の組合せのうち、正しいものはどれか。（旅行代金はいずれも全額収受済とする。）

・ 旅行サービスに係る運送・宿泊機関等に支払う費用	150,000 円
・ 旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除く。）	10,000 円
・ 取消手数料金	10,000 円
・ 旅行者がすでに提供を受けた旅行サービスの対価	80,000 円
・ 旅行者がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る 運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料	40,000 円

（1） 旅行業者の責に帰すべき事由により、旅行者が旅行開始後に契約を解除した場合
（旅行業者に対する損害賠償の請求は考慮しないものとする。）

（2） 旅行者の都合で、旅行者が旅行開始後に契約を解除した場合

（1）の場合の払戻し額 （2）の場合の払戻し額

- | | | |
|----|----------|----------|
| a. | 70,000 円 | 20,000 円 |
| b. | 70,000 円 | 30,000 円 |
| c. | 80,000 円 | 20,000 円 |
| d. | 80,000 円 | 30,000 円 |

問17. 渡航手続代行契約及び旅行相談契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- a. 旅行業者が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、旅行業者と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は旅行業者が受託している他の旅行業者の募集型企画旅行について旅行業者が代理して契約を締結した旅行者とする。
- b. 渡航手続代行契約は、旅行者が旅行業者所定の申込書に所定の事項を記入の上、渡航手続代行料金、査証料等とともに旅行業者に提出しなければ成立しない。
- c. 旅行業者が申込書の提出を受けることなく電話等の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付ける場合において、当該契約は、旅行業者が契約の締結を承諾した時に成立する。
- d. 旅行相談契約の履行に当たって、旅行業者が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等については、実際に手配が可能であることを保証するものではない。

問18. 次の記述のうち、旅行者が旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除するに当たって、取消料の支払いを要するものをすべて選びなさい。(いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。)

- a. 契約書面に記載した観光施設への入場が1日目から3日目に変更となったとき。
- b. 旅行の開始地である本邦内の空港で、利用する航空便が機材故障のため欠航となり、翌日の航空便に変更となったとき。
- c. 確定書面に記載されていたAホテルの過剰予約受付のため、契約書面に記載されていたBホテルに変更となったとき。
- d. 契約書面に記載した本邦内のA市とB市の間における航空機の直行便が経由便に変更となったとき。

問19. 募集型企画旅行契約における旅行開始後の旅行者による契約の解除に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。(いずれも旅行者に理由を説明しているものとする。)

- a. 目的地で暴動が発生したことにより、旅行の継続が不可能となり、旅行業者が契約の一部を解除したときは、旅行業者と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅する。
- b. 旅行者が添乗員に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたため、旅行業者が契約の一部を解除した場合は、旅行業者は旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分についての払戻しはしない。
- c. 旅行者が反社会的勢力であることが判明した場合、旅行業者は、旅行開始後であっても契約の一部を解除することがある。
- d. 旅行者が病気により旅行の継続に耐えられない場合に、旅行業者が契約の一部を解除したときは、旅行業者は、旅行者に対し取消料を請求することができる。

問20. 次の記述のうち、変更補償金の支払いの対象となるものをすべて選びなさい。

- a. 確定書面に「Aレストランで和食」と記載されていたが、Aレストランの過剰予約受付のため、当日「Bレストランで和食」に変更になったとき。
- b. 確定書面に新千歳空港～福岡空港直行便利用と記載されていたが、航空会社の過剰予約受付により、同じ航空会社の羽田空港乗継便に変更になったとき。
- c. ツアータイトル中に「4つの世界遺産を巡る」と記載されていたが、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため、4つのうち1つの世界遺産を訪問できなかったとき。
- d. 確定書面に「Bホテルのスタンダードルーム」と記載されていたが、Bホテルの過剰予約受付により、旅行業者の定めた「上位ランクのCホテルのデラックスルーム」に変更になったとき。

第2問 航空2社（日本航空、全日本空輸）の国際運送約款に関する問21.～問25.について、その内容が正しいものにはa.を、誤っているものにはb.を選び、解答用紙にマークしなさい。（日本航空の条文の表現に準じている。）（配点 2点×5）

問21. 航空会社が、他の運送人とコードシェア契約を締結し、当該航空会社以外の運送人が運航する便に当該航空会社の便名を付与し、旅客と契約する運航を行う際には、無料手荷物許容量は、運航を行う他の運送人の規則が適用となることがある。

問22. 航空券は、航空券の有効期間満了日の24時に失効し、各搭乗用片による旅行は、有効期間満了日の24時まで開始すれば、航空会社の規則に別段の定めのない限り、満了日を過ぎてもこれを継続することができる。

問23. 航空会社が、旅客の乗継をできなくしたことによって、旅客が航空券の有効期間内に旅行できない場合には、航空会社の規則に別段の定めのある場合を除き、航空会社は、運賃の追加收受なしに、当該旅客の航空券の有効期間を、運賃が支払われたクラスに空席のある最初の航空会社の航空便まで延長する。

問24. 旅客が航空会社に事前に通知することなく予約した航空便に搭乗しなかった場合には、航空会社は旅客の承諾を得た上で、前途予約を取り消し、又は他の運送人に対し前途予約に含まれる他の運送便の予約の取消を依頼することができる。

問25. 航空会社は、手荷物の引渡にあたり、手荷物切符及び手荷物合符の所持人がその手荷物の引渡を受ける正当な権利者であるかどうかを確認する義務を負い、確認しなかったことに起因する損害については賠償する責を負う。

第3問 日本航空の国内旅客運送約款に関する問26.～問28.について、その内容が正しいものには a. を、誤っているものには b. を選び、解答用紙にマークしなさい。 (配点 2点×3)

問26. 航空会社は、一旅客に対して二つ以上の予約がされており、且つ搭乗区間が同一で、搭乗便出発予定時刻が同一又は近接している場合は、航空会社の判断により、旅客の予約の全部又は一部を取り消すことができる。

問27. 手荷物及び旅客が装着する物品の価額の合計が15万円を超える場合において、旅客がその価額を申告するときには、航空会社は、申告価額の全額について従価料金を請求する。

問28. 受託手荷物その他の航空会社が保管を受託した旅客の物の損害に関する通知は、旅客が受け取った手荷物又は物については、その受取りの日から7日以内に航空会社に文書によりしなかつたときは、航空会社は、賠償の責に任じない。

第4問 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する問29.について、その内容が正しい場合には a. を、誤っている場合には b. を選び、解答用紙にマークしなさい。

(配点 2点×1)

問29. バス会社は、自社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、その損害を賠償するが、この場合において、バス会社の旅客に対する責任は、その損害が車内において生じた場合に限られる。

第5問 モデル宿泊約款に関する問30.について、その内容が正しい場合には a. を、誤っている場合には b. を選び、解答用紙にマークしなさい。

(配点 2点×1)

問30. ホテル(旅館)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設のあっ旋をするが、それができないときは、客室を提供できないことについてホテル(旅館)の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払う。